

公益社団法人 湖南省シルバー人材センター

2025 年度 事業報告

2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日

第 1 事業概要

2025 年度は、社会の変化が色濃く表れた年でした。国内では全国で記録的なクマによる被害の急増が深刻化し大きな社会問題となりました。米価格の高騰は家計を圧迫し、政府が備蓄米を大量放出する対応を進めたことが生活面の大きなニュースとなりました。

また、大阪・関西万博が成功裏に開催され、国際交流・経済効果の象徴となったことも重要な出来事です。

社会情勢では、中東紛争による緊張からイラン産原油の供給の不安定化により価格が高騰し、輸入依存の日本にとって様々な経済活動に与える影響は、異常な物価高騰を招くなど、経済の先行きは長期的に見ても過去に例を見ないほど大きな不安の影を今も投げかけています。

国内では女性初の首相が誕生したことも大きな話題となりましたが、話題だけに終わらず、これからの思い切った政府の施策に期待をするところです。

一方、湖南省シルバー人材センターを取り巻く環境を見ますと、制度開始から3年目となったインボイス制度（適格請求書等保存方式）による段階的納税コストの負担増に加え、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス新法）」に基づく新たな契約方法の検討は、センターの運営にとって事務事業の効率化と事業環境の改善を進めるきっかけとなりましたが、最も影響が大きかったのは今も落ち着くことのない急激な物価上昇による燃料代の高騰など先行きが見通せないセンターの財政運営でした。

湖南省における令和8年3月31日現在の60歳以上高齢化率（全人口53,947人に占める60歳以上人口17,482人の割合）は、32.4%で増加傾向となっています。また、センターの入会率（60歳以上人口17,482人に占める会員数520人の割合）は2.97%でほぼ横ばいですが、会員数はここ数年前年を下回ることなく微増で、平均年齢は74.7歳（前年は74.3歳）となりました。

※「フリーランス新法」とは、個人である会員（フリーランス）が、事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するために、業務委託をする事業者との取引の適正化や就業環境の整備を図ることを目的とした法律のことです。

第2 事業実績

令和7年度の公益目的事業の実施状況については、**受託事業（請負）**と**派遣事業**を合わせた**契約総額**は対前年度比4.2%増の2億1,532万3,607円、令和8年3月末における会員数は1人増(+0.2%)の520人(男+1.2%の327人、女▲1.5%の193人)という結果となりました。

就業延べ人員は33,861人/日(前年度34,488人/日)で前年と比べ627人/日の減となりました。

このように、当センターは役職員が一丸となって会員相互の連携を深め、個々の希望と能力を活かした事業運営に努めました。

1. 高齢者に対する雇用を伴わない臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供事業

(1) 受託事業

地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事を官公庁や一般家庭、企業・事業所等から請負や委任の形式で引き受けるために、会員をはじめ役職員が一丸となり事業を推進した結果、当該年度における請負・委任契約に係る**受託事業（請負）**の実績は、**契約額**が1億809万2,031円で前年度と比較して5.0%の減、**契約件数**は1,033件(▲5.8%)、**就業実人員**は278人(▲2.1%)、**就業延人員**は17,031人日(▲11.8%)となりました。

(2) 安全・適正就業対策

安全・適正就業は、センター事業の重要課題であるため、会員の事故防止や健康管理を最優先に努めなければなりません。このため安全・適正就業委員会による「**安全・適正就業研修会**」への積極的な参加や**安全就業パトロール**を強化し、草刈り作業時には石跳ね防止ネット使用の徹底を図ったほか、石部自動車教習所で開催された「**高齢者の交通安全研修会**」に多くの会員が参加しました。

また「**事務局だより**」には、定期的に「**安全就業ニュース**」や「**見守り・安心宅配便**」の欄を設け、就業や日常生活における安全意識の徹底と啓発に努めたほか、会員の安全就業(安全講習会等)、健康管理(健康卓球講習会など)ならびに適正就業の推進に努めましたが、当該年度は減少傾向ではありましたが、賠償責任が必要な**物損事故3件(▲1)**、**傷害事故1件(▲1)**が発生するという結果となりました。

事故の多くは、日頃の慣れからくる過信や気の緩みが要因であることから、今後も安全就業に対する取り組みを強化し、事故ゼロを目標に掲げ、事故撲滅に向けて、「**シルバー人材センターの適正就業ガイドライン**」の趣旨に則り、発注者にはセンターの働き方を周知し、会員に対しては周知と必要に応じた研修や面談を実施する

など引き続き適正就業の推進に努めます。

(3) 普及啓発事業

会員の拡大に向けて従来から実施している「入会説明会」を毎月2回、「女性限定入会説明会」を毎月1回開催したほか、11月に市内スーパー5か所で開催した「出張しごと入会案内」や脳トレクイズやこなん川柳道場のコーナーを新たに設けた広報誌「シルバーこなん」新年号の新聞折り込みによる全戸配布、1月と8月には自治会による町内回覧をするなど年2回の発行、毎月発行の「事務局だより」の内容充実、会員への「ショートメールサービス」、入会を希望する方への「WEB入会システム」や「YouTubeによる動画配信サービス」を使った入会案内等々デジタルリテラシーを活用し、業務の効率化を図った事業展開を積極的に試みながら目標の達成に努めました。

(4) 就業開拓提供事業

企業や事業所の再雇用期間を終了してリタイヤする人を対象に、市内の企業・団地協会の人事・総務担当窓口を通じてシルバー会員への入会勧誘を図るとともに新規業務の発注を依頼しました。

また、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という）、公益社団法人近畿シルバー人材センター連絡協議会（以下「近シ協」という）や公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という）が主催する事業への参画やほか、他市町のシルバー人材センターとの連携を図り、就業に関する情報を共有し、会員に就業情報を提供することで事業の質的向上と量的拡大に努めました。

湖南省やハローワーク甲賀をはじめとする公共機関や民間企業、民間団体ならびに一般の家庭等から就業に関する情報を収集し、「事務局だより」の発行、毎月第3月曜日に開催する「就労相談会」の実施、電話による個々の就業紹介、ホームページによる就業情報の提供、シルバーワークプラザ玄関掲示板へ就業情報の掲載などを通じて、会員に広く情報を提供して就業の拡大に努めました。

(5) 福祉関連事業

女性ならではの特性を活かした女性会員向けの職種を増やすため、女性部会が中心となって湖南省社会福祉協議会に出向き「家事援助制度」の取り組みに向けた家事援助サービスの需要実態等の聞き取り調査に行きました。

(6) 空き家管理事業

湖南省の住宅課空き家対策担当と連携・協力し、市内の空き家等の状況を調査・把握することで管理不全な状態を防止し、適正な管理と良好な居住環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与しました。

2. 高齢者に対し雇用を伴う職業紹介事業又は労働者派遣事業による就業機会の確保及び提供事業

(1) 職業紹介事業

連合会が行う高齢者に対する臨時的かつ短期的な雇用による就業に係る求人、求職の受理、さらに、その紹介事業のうち対象地域が湖南省内に留まる事務を取り扱うもので連合会の従たる事務所としての事務を代行しましたが、取り扱った求人はありませんでした。

(2) 労働者派遣事業

労働者派遣事業に関しては、まちづくりセンター等での就業が従来の受託事業（請負）から派遣事業に換わったことで、全体の契約件数は昨年度より 2.5%増という結果となりました。

また、連合会との連携を図り、労働者派遣事業を実施するにあたって「**高年齢者就業機会確保事業国庫補助事業**」である「**高齢者活用・現役世代雇用サポート事業**」を活用することで高年齢者の多様な就業ニーズに応えるため、就業形態の選択肢を増やし就業機会の確保と提供に努めました。

このように様々な働き方に対応できるよう派遣先事業所の開拓を積極的に進めた結果、**契約額 1 億 723 万 1,576 円 (+15.4%)**、**契約件数 83 件 (+2.5%)**、**就業実人員 207 人 (+18.3%)**、**就業延人員 16,830 人日 (+10.9%)** となりました。

3. 高年齢者に対する就業のための知識及び技能の付与のための講習事業

(1) 講習事業

健康の維持増進と医療費や介護費用の削減などを持続可能な目標として、一般講習では健康的な体力づくりと介護予防をめざす「**健康卓球講習会**」を毎月開催しました。

また、介護関連事業については湖南省高齡福祉課や健康政策課との連携強化を図ることで「**フレイル予防**」を目的に、新たな自主事業の開発に向けた積極的な取り組みに努めました。

具体的には、10月に「元気に働き続けるための食生活と運動習慣を」をテーマに保健センターの管理栄養士を講師に招き、**健康測定と健康チェック**、講座「**食と運動で体力づくり**」を実施したほか、「いつまでも自分の足で歩けるように」をテーマとした「**骨密度測定会**」を開催しました。

3月には、「いつまでも脳の健康を保つため」をテーマに、**健康講座「KUMONのあたまの健康セミナー**」を開催しました。

さらに、無意識の偏見や固定観念が日常的な言動に表れ特定の個人や集団を傷つける行為「**マイクロアグレッション**」について考える**人権研修会**を開催しました。

この研修によって、主にジェネレーションギャップから生じるセクハラやパワハラ等に対する正しい認識の共有を図りました。

一方、デジタルリテラシーに関しては、甲賀市シルバー人材センターと共同で、高齢者活躍人材確保育成事業「スマホマスター講習会」を9月から10月にかけて全10回開催しました。

また、「デジタルデバインド対策に係るスマートフォン教室」を1月と2月の2回湖南市と共同開催しました。

※「フレイル」とは、加齢によって心身の機能が低下し、健康な状態と要介護状態の間にある状態のことです。

※「デジタルリテラシー」とは、パソコンなどを使って最新のテクノロジーを業務に活かす能力のことです。

※「デジタルリデバインド」とは、インターネットやパソコンなどのデジタル技術を使える人と使えない人の間に生まれる格差のことです。

4. そのほか高年齢者の就業に関し必要な事業（ボランティア事業・体験講座）

(1) ボランティア事業

全国シルバー人材センター普及啓発月間における「滋賀県シルバー環境美化週間」の10月に会員による環境美化ボランティア活動を実施することで地域への社会的責任（CSR）と社会的貢献活動を展開しました。

(2) 体験講座

働くだけでなく、学ぶ・楽しむ・参加する場として、女性部会による「巻き寿司教室」や「そば打ち体験道場」の参加型カルチャー講習会を12月に菩提寺まちづくりセンターで会員が講師となって開催しました。

こうした部会活動を積極的に取り組むことで多くの女性の参加を得るとともに新たな女性会員の獲得に繋げることができました。

また、会員によるカルチャー講習会の講師を育てる足掛かりにしたとともに、体験講習会の開催は会員同士の親睦と非会員の方への入会勧奨を図るきっかけとなりました。

5. 運営体制の充実を図るための取り組み

(1) 組織の充実強化と安定経営及び運営基盤の整備

① 会員の経験及び知識・能力を活用した運営

事業の企画・運営及び会議や各種研修会あるいは各種技能講習会等への参加に努めました。

このほか、会員の持っている経験や特技を生かして講習会の講師を依頼しま

した。

② 財源の確保

公益法人等制度改革に伴い公益法人制度が改正されたことを機に、将来の状況変化に応じた公益目的事業のための柔軟な資金活動をするための「**公益充実資金**」の創設を可能とする「**公益充実資金取扱規程**」を新たに制定しました。

さらに、湖南省や湖南省議会に対して高齢者就業機会確保補助金の増額と公共業務発注の拡大に係る財政支援を要望しました。

また、自主財源を拡大するための就業開拓や新規事業の創出に努めました。

③ 適正な法人運営と業務の効率化

公益社団法人としての社会的役割と社会的責任を果たすため、**法令順守とコンプライアンス遵守**の徹底を図り、**組織ガバナンスの充実**による適正な法人運営を図るとともに業務の効率化と経費の縮減等に努めました。

また、ハラスメントに関しては、様々な種類のハラスメントを再認識するよう動機づけを図り、その防止に努めました。

※「コンプライアンス」とは、本来の法令遵守に加えて企業理念や社会的責任（CSR）といった「企業倫理」のことです。

※「ガバナンス」とは、健全な企業運営を行う上で必要な管理体制を構築することです。

(2) 外部理事・監事の選任

公益法人制度改革により、外部理事・外部監事の選任規定が新たな公益認定の基準となったことを受けて、**理事**に関しては以前から**外部理事** 1名を行政から選任しているが、**監事**に関してはこれまで2名とも**内部監事**としていたので、今回の制度改革を機に役員改選において2名の内、行政書士事務所の特定行政書士、**小林義幸氏**を**外部監事**として選任し、外部からの意見を取り入れ、より開かれた組織運営となるように改めました。

(3) 役職員への研修

全シ協、近シ協や連合会が主催する研修会・講習会等に役職員が積極的に参加し、その内容に関しては公益事業関連資料やシルバー人材センター事業関連資料等による情報の共有を図ることでシルバー事業への理解を深めました。

また、新たに就任した役員は「**シルバー役員調査研究会**」に参加しました。

(4) 公益通報制度の運用

公益通報者（内部通報者）の保護に関する規定に基づき、職員等から組織的又は個人的な法令違反行為、規定違反行為に対する公益通報及び相談を適正に処理するための仕組みとして、令和6年に制定した「**公益通報者保護規程**」の内部通報を受け付ける窓口に関して、新たに連合会を加えた連携体制となるよう制度改革をしました。

このことにより不正行為の未然防止、早期発見及び迅速な是正を図り、以ってコンプライアンス経営の強化に資することを目的としました。